

馳名商標の認定と保護に関する規定 (改正意見募集稿)

2014年4月14日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

馳名商標の認定と保護に関する規定

(改正意見募集稿)

第一条 馳名商標の認定業務を規範化し、馳名商標の保有者の合法的權益を保護するために、『中華人民共和国商標法』（以下「商標法」と略称）、『中華人民共和国商標法实施条例』（以下「实施条例」と略称）に基づき、本規定を制定する。

第二条 馳名商標は、中国において関連公衆に熟知される商標である。関連公衆とは、商標で標示されるある種類の商品または役務を使用する消費者、同商品を生産しまたは同役務を提供するその他の経営者、並びに取次販売ルートに係る販売者と関係者などを含む。

第三条 国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会は、当事者の申請に応じ、案件処理の必要に合わせて、商標登録審査、商標争議処理及び商標違法摘発事件における馳名商標の認定と保護に責任を負う。

第四条 馳名商標の認定は、案件ごとの個別認定、受動的保護という原則に従う。

第五条 商標局、商標評審委員会は、法定の職責と手順に沿って、馳名商標をめぐる事件の審理と認定を進めなければならない。

第六条 当事者は、商標異議申立事件において、商標法第十三条の規定により権利を主張する場合、商標局に馳名商標の保護を請求し、その商標が著名であることを証明する証拠資料を提出することができる。

第七条 当事者は、商標評審委員会で審理された商標局による登録拒絶決定を不服とした復審事件及び登録商標無効宣告事件において、商標法第十三条の規定により権利を主張する場合、商標評審委員会に馳名商標保護を請求し、その商標が著名であることを証明する証拠資料を提出することができる。

第八条 当事者は、商標違法事件において、商標法第十三条の規定により権利を主張する場合、事件発生地地市（地、州）級以上の工商行政管理部門に書面による馳名商標保護を請求し、その商標が著名であることを証明する証拠資料を提出することができる。

第九条 当事者は、馳名商標の認定申請にあたって、信義誠実の原則に従い、事件の事実及び提出する証拠資料の真実性について法的責任を負わなければならない。

第十条 以下に掲げる資料は、商標法第十四条第一項の規定に合致することを証明する証拠資料とすることができる。

(一) 関連公衆の当該商標に対する周知度を証明する資料。

(二) 当該商標の継続使用期間を証明する資料。例えば、当該商標の使用、登録の履歴と範囲を証明する資料。当該商標が未登録商標である場合、その継続使用期間が5年を下回らないことを証明する資料を提供しなければならない。当該商標が登録商標である場合、その登録期間が3年を下回らない、または継続使用期間が5年を下回

らないことを証明する資料を提供しなければならない。

(三) 当該商標のあらゆる宣伝活動の継続期間、程度及び地理的範囲を証明する資料。例えば、過去３年間の広告宣伝の方法、地域範囲、広告メディアの種類及び広告宣伝費などの資料。

(四) 当該商標が馳名商標として保護された記録を証明する資料。

(五) 当該商標が著名であることを証明するその他の証拠資料。例えば、当該商標を使用した主要商品の過去３年間の販売収入、市場シェア、利益と税金、販売地域などの資料。

前項にいう過去３年間とは、商標異議申立案件、登録拒絶復審案件及び登録商標無効宣告案件においては、被異議申立商標の登録出願日または被無効宣告申立商標の登録出願日以前の３年間をいい、商標違法摘発事件においては、馳名商標保護の請求の申立日以前の３年間をいう。

第十一条 当事者は、本規定の第六条、第七条により馳名商標保護の請求を申し立てた場合、商標局、商標評審委員会は、案件審理の必要に応じ、案件の審理手順に沿って、速やかに処理しなければならない。

第十二条 当事者は、本規定の第八条により馳名商標保護を請求した場合、市（地、州）級以上の工商行政管理部門は、事件の事実及び当事者から提出された証拠資料が、商標法第十三条及び本規定の第十条、第十一条に合致するものかどうかについて確認、審査しなければならない。審査した結果、規定に合致している場合、立件した日より３０日以内に、案件の伺いと案件資料の副本を併せて上級の工商行政管理部門に報告、送付するとともに、当事者に案件受理通知書を発行しなければならない。審査した結果、規定に合致しない場合、関係の規定により、速やかに処理しなければならない。

第十三条 省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門は、本管轄区域内の市（地、州）級の工商行政管理部門が報告・送付した馳名商標案件に関する資料が、商標法第十三条及び本規定の第十条、第十一条に合致するものかどうかについて確認、審査しなければならない。審査した結果、規定に合致している場合、市（地、州）級の工商行政管理部門が報告送付した案件資料を受領した日より３０日以内に、案件の伺いと案件資料の副本を併せて商標局に報告、送付しなければならない。審査した結果、規定に合致しない場合、関係資料を当初の立件機関に差し戻し、関係規定により速やかに処理させなければならない。

第十四条 商標局、商標評審委員会は、馳名商標の認定にあたって、商標法第十四条第一項及び本規定第十条に記載する各要件を総合的に考慮しなければならないが、全ての要件を満たすことが前提ではない。

商標局、商標評審委員会が案件審理の過程において、地方の工商行政管理部門による関係状況の確認が必要な場合、関連の地方工商行政管理部門は協力をしなければならない。

第十五条 商標異議申立案件、登録拒絶復審案件及び登録商標無効宣告案件について、商標局、商標評審委員会は、登録拒絶決定、登録拒絶復審決定及び登録商標無効宣告裁定を速やかに下さなければならない。商標違法摘発事件について、商標局は、事件伺いを報告、送付した関係の省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に対し、認定の回答を速やかに行わなければならない。

第十六条 商標違法摘発事件において、事件を受理した工商行政管理部門は、商標局が認定の回答を行った日より60日以内に、法により処理し、処罰決定書の写しを所在地の省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に送付しなければならない。省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門は、商標局が認定の回答を行った日の90日以内に、本管轄区域内の馳名商標事件の処理状況及び関連処罰決定書の副本を商標局に報告、送付しなければならない。

第十七条 各級の工商行政管理部門は、商標登録と管理の業務において、馳名商標に対する保護を強化し、権利者と消費者の合法的權益を保護しなければならない。商標詐称犯罪嫌疑事件については、速やかに司法機関に移送し、法により処理させなければならない。

第十八条 当事者は、商標法第十三条の規定により商標の保護を請求する場合、当該商標がわが国の関連主管部門に馳名商標として保護された記録を提供することができる。

受理した事件の保護範囲が馳名商標として保護された事件の保護範囲と基本的に同様であって、かつ、相手当事者が当該商標の著名性について異議がない、または異議があるが、提供している証拠ではこれを覆すに足りない場合には、事件を受理した工商行政管理部門は、当該保護記録の結論に基づき、事件の証拠と結び付けて、事件について馳名商標として保護を与えるべき旨の処理を下すことができる。

受理した事件の保護範囲が馳名商標として保護された事件の保護範囲と同様ではなく、または相手当事者が当該商標の著名性について異議があり、かつこれを覆すに足りる反証を提供している場合には、商標局または商標評審委員会は、事件の証拠と結び付けて改めて審理しなおさなければならない。

第十九条 商標違法摘発事件において、当事者は事件において虚偽を弄しまたは虚偽の証拠資料を提供するなど不正な手段で、馳名商標の認定保護を騙し取った場合、商標局は、係争商標について既に行われた認定を取り消すとともに、事件伺いを報告、送付してきた省（自治区、直轄市）の工商行政管理部門に通知する。

本規定第十二条、第十三条の規定に違反して法により立件と審査の職責を履行せず、または第十四条第二項の規定に違反して真実の資料を提供しなかった地方工商行政管理部門について、1級上の工商行政管理部門は、通達を行い、是正を命ずる。

第二十条 商標局、商標評審委員会は、法により証拠資料を審査し、著名である事実の認定と法律の適用について責任を負わなければならない。

第二十一条 本規定第十七条の規定に違反して、地方工商行政管理部門が期限を過ぎても馳名商標事件について処理を行っておらず、または期限を過ぎても処理の状況を報告、送付しなかった場合、1級上の工商行政管理部門は、通達を行い、是正を命ずる。

第二十二条 各級の工商行政管理部門は、馳名商標認定業務監督検査制度を構築し、健全化させなければならない。各級の工商行政管理部門の紀律検査監察機関は、馳名商標認定業務の監督を強化し、要員を派遣して馳名商標の研究に関する会議に参加させなければならない。

第二十三条 馳名商標事件処理に関与する関連人員は、公正に執行し、真剣に職権を履行しなければならない。職権を濫用し、私利私欲のために不正を働き、不正の利益をむさぼり、法に違反して馳名商標の認定を行った場合には、法により行政処分を与える。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第二十四条 本規定は、2014年6月1日より施行する。2003年4月17日付けで国家工商行政管理総局が公布した『馳名商標の認定と管理に関する規定』は同時に廃止する。